

帆足家文書

橋本操六

ここに紹介する「帆足家文書」は、日田市諸留町在住帆足コウ氏の所蔵文書である。帆足家は豊後清原一族の裔であり、代々玖珠郡帆足郷に住したが、文禄二年大友家滅亡後岩室村に帰農した。久留島氏入部のちは岩室村里正、元禄六年からは有田郷大里正をつとめ、明治に至った。天明二年帆足家系図を作成した帆足正周によれば、民部少輔鑑直の代、島津退脚後の天正十五年、「掃除ノ塵焼ヨリ大火ニ及ビ、城中残ラズ焼失」し、「此時、綸旨御教書、又ハ正通以来相伝ノ品々、大友家ヨリノ感状等焼滅」したという。帆足家に伝わる中世文書は、この時「焼滅」をまぬがれたというより、内容から、正周らによって収集された可能性が高い。

帆足家は、『二千五百年史』『日本經濟史』などの著書で知られる竹越三爻の来訪（大正期～昭和初）を受けており、最近では法政大学の芥川龍男氏・福川一徳氏の調査も行なわれたようである。しかし、彼等による帆足家文書紹介の話は寡聞にして聞かない。ここに紹介するゆえんである。なお、来年早々には、系図や先祖書等を含めた所蔵史料の活字化がなされるといふ。

去廿至當郡敵取出候之處、即時馳向、遂合戰、敵宗徒之者數百人討捕候之砌、別而御粉骨、殊親類被官、或者分捕高名、或者被疵之由、忠貞誠無比類候、弥堅固之才覺憑存候、必追而一段可賀申候、此等之儀、為可申、賀來宮內少輔進之候、恐々謹言、

言、

七月廿三日
（大友）
義鑑（花押⁴）

森左馬助殿

大友宗麟義感狀（切）
紙

長々在陳軍勞、殊立花鑑載成敗之刻、別而碎手、被疵忠儀之次第感入候、弥馳走專一候、必取靜、一段可賀之旨、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

八月廿六日
（大友）
宗麟（花押⁸）

森彈正忠殿

大友義統書狀

御門跡之筆跡三給候、令悅臺候、何樣可秘藏之趣、猶曰杵越中守可申候、恐々謹言、

正月廿五日
（大友）
義統（花押³）

森彈正忠殿

豐臣秀吉朱印狀
（紙堅）

八木三十石、小つかひとしてもち米拾五石、合四十五石いぢやかたへたしかにはかりわたすべきもの也、

天正十四年十一月十八日（朱印）

たんしやう

豊臣秀吉朱印状

度々書状之間、具被聞召届候、從高麗次舟無由^(ア)断申付、其外其元政道方以下諸事入精段尤候、弥其嗜專一候、猶木下半介・山中橋内可申候也、

九月八日（朱印）

毛利^(高政)民部大輔とのへ

宮木長次とのへ

大友吉統義書状

（端裏切封）
（墨引）

為八朔之儀、兩種給候、喜悅候、猶重々可申候、恐々謹言、

八月一日
（大友義統）
（吉統）
（花押7ノ1）

森傳右衛門尉殿

大友義延一字状

一字之事、延定遣之候、恐々謹言、

十月十七日
大友義延（花押）

森傳右衛門尉殿

大友義延一字狀

一字之事、延貞遣之候、恐々謹言、

九月一日
大友義延（花押）

藤久作殿

江戸幕府老中連署書状（紙折）

以上、

急度申候、仍到木曾馬場半左衛門二、塩硝賣申候儀、被仰付候間、信州伊奈御代官所之内、木曾（ラシ）摸寄能所にて、米三百石程半左衛門手形を取、可有御渡候、為其添状如此候、恐々謹言、

安帶刀

九月廿七日
直次（花押）

成隼人正

正成（花押）

本上野介

正純（花押）

伊奈
御代官衆

まいる

松 忠義書状（紙折）

尚々いつれも重而自是可申入候、

飛脚被越、殊肥後させる三拾本并見事成赤毛之鷹犬一疋給、毎度遠路之所念被入候段、令満足候、犬之儀此方へ参着以後、追付掌を見候處ニ、事之外逸物ニ而、不大形令秘藏候處、繩をぬけ逃申候、舟着宿毛と申所へ可参与存尋ニ遣候、未左右無之候ヘとも、多分捕可参与存申候、「然者同姓権六事、爰元被越候、此方ニも人多候ヘとも、其方儀故留置、傍ニ召仕候、委曲之儀者長屋権内・小倉須兵衛^(カ)可申述候、恐ニ謹言、

松土左守

二月十五日 忠義印

森又右衛門殿

まいる

松 忠義書状（紙折）

尚々見事犬毎度被越、満足不過之候、將又家来生駒木工かた迄委細被申越通申聞候、

為見舞遠路乘脚到来、殊見事之麁犬一疋牽せ被越、令満足候、二疋之内黒を牽入申候由、左様可有之候、黒者勝而見事ニ有之候、虎犬も能大ニ而候間、牽入候ハ、逸物ニ可罷成と〔以下折返〕別而令秘藏候、當地別条無之、我等所勞も同篇之事候、例々寒甚候付而、一入養生申事候、猶期後音之時候、謹言、

松土(マツヅタ)
左守

極月十七日 恭義(シキ)

森又右衛門殿

御宿所

松 忠義書状(シキ)

一書申入候、當春者遠路為見舞被罷越、久ニ而令面談、大悅此事候、其後終以書状も不申候、爰許無別條、我等氣分も同篇之事候、然者次第寒氣被成候(以折返)付而、痛在之候、隨而些少之至候へとも、銀子弐枚并塙鮎百入一桶進入候、猶追而可申候、謹言、

松土(マツヅタ)
左守

十月十九日 恭義(シキ)

森又右衛門殿

松 忠義書状(シキ)

尚以旧冬ハ麁犬給満足申候、牽入申候處ニ、一段之犬にて弥令秘藏候、

九州筋へ飛脚遣候間令申候、其許別条之儀在之間敷存候、其見廻ニ者、吉利支丹宗門之もの在之候由ニ候之處ニ、何茂被召捕候旨、先以一段之儀共ニ存候、當地無相替儀、我等氣立同篇ニ候、隨而老式ニ候へとも、時分物ニ候「以下折返
一条帷子」之内單物一給候、猶期後音之時候、恐々謹言、

松土(マツト)左守

五月三日

忠義(チヨウイ)

森又右衛門殿

御宿所

大分県地方史料叢書(三)

豊前国村明細帳(二)

豊前国六六八ヶ村の村名・村高・領主名を記した豊前国高帳の外、宇佐郡下麻生村・宇佐村・元重組・田口組・下毛郡今津組・宮園村・中摩村の村明細帳など八編を収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書(一)

豊後国村明細帳(九)

肥後領大分郡高田手永「高田風土記」ほか海部・国東・速見郡の村明細帳五篇収録。近世史研究必備の書。

(頒価 会員二五〇〇円、会員外三〇〇〇円・送料共)

発行所 大分県地方史研究会

(大分県総務部総務課・大分市端登一九五七一一)